

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤沢市条例第6号）の一部  
を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金（第2条―第5条）
- 第3章 災害障がい見舞金（第6条）
- 第4章 災害援護資金（第7条―第16条）
- 第5章 雑則（第17条）

付則

第1条中「基づき」を「基づく」に改め、「並びに市長が認める災害に係る災害弔慰金の支給，災害援護資金の貸付け及び災害見舞金の支給」を削る。

第2条を削る。

第3条中「前条第1号アに規定する災害」を「法第3条第1項に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）」に改め、「対し」の次に「，規則で定めるところにより」を加え，「ものとし，その額は，次の各号に定めるところによる」を削り，同条各号を削り，同条に次の1項を加える。

2 災害弔慰金の額は，死亡した者1人につき，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる額とする。ただし，死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第6

条第1項に規定する災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障がい見舞金の額を控除した額とする。

(1) 死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる遺族の生計を主として維持していた場合 5,000,000円

(2) その他の場合 2,500,000円

第2章中第3条を第2条とし、第3条の2を削る。

第4条第1項を次のように改める。

災害弔慰金を支給する遺族は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とする。

第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(災害弔慰金の支給の制限)

第5条 市長は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不相当と認められる場合には、災害弔慰金を支給せず、又は既に支給した災害弔慰金を返還させるものとする。

第6条及び第6条の2を削る。

第3章の章名中「の支給」を削る。

第7条第1項中「政令第1条に規定する」を削り、「次の各号」を「法別表」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「第6条」を「前条」に改め、第3章中同条を第6条とする。

第8条第1項中「政令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）」に、「同法同条同項」を「同項」に改め、同条第3項を削り、第4章中同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

第10条第2項に次の1号を加える。

(4) 当該被害の原因となった災害により住居が全壊した場合

第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「第14条第1項」を「第13条第1項」に、「第17条」を「第16条」に改め、同条を第11条とする。

第13条ただし書中「第17条」を「第16条」とし、同条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

第15条中「延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもつて、償還期日の

翌日から償還履行の日までの日数により計上した」を「政令第9条に規定するところにより計算した」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「災害、盗難、疾病、負傷その他」を「法第13条第1項に規定する」に改め、同条第2項中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とする。

第5章を削る。

第6章中第20条を削り、第21条を第17条とする。

第6章を第5章とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の藤沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害について適用し、同日前に生じた災害については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、本市独自の制度である災害見舞金について、被災者の負担軽減及び迅速な支給を図るためその支給要件を罹災証明書における被害の程度に合わせる等の見直しをすることに伴い、条例に規定する事項を、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく制度である災害弔慰金、災害障がい見舞金及び災害援護資金に係る条例への委任事項のみに整理するため、所要の改正をする必要による。